

令和5年度福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金交付要綱

(趣旨)

- 1 令和5年度福祉・介護職員処遇改善支援補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、「令和5年度福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金実施要綱」（令和6年2月8日付け障発0208第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙。以下「実施要綱（者）」という。）又は「令和5年度福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金実施要綱」（令和6年2月8日付けこ支障第26号こども家庭庁支援局長通知の別紙。（以下「実施要綱（児）」という。）及び香川県補助金等交付規則（平成15年香川県規則第28号）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この補助金は、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定での対応を見据えつつ、福祉・介護職員の人材確保という喫緊の課題に対応するため、賃上げに必要な財政措置を講じる観点から令和6年2月から5月までの間、福祉・介護職員の賃金を2%程度（月額6千円相当）引き上げるために福祉・介護職員を対象に、障害福祉サービス施設・事業所等（以下「施設・事業所」という。）に対して、当該賃金改善を行うために必要な経費を補助することを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この補助金は、実施要綱（者）及び実施要綱（児）に基づき、県が適当と認める施設・事業所が行う令和6年2月から5月までに係る賃金改善に要する経費を補助の対象とする。

(申請手続)

- 4 この補助金の交付の申請は、実施要綱（者）の7(1)又は実施要綱（児）の7(1)計画書等の作成・提出に規定する計画書に関係書類を添えて、別途定める日までに知事に提出するものとする。

(交付額の算定方法)

- 5 補助金の交付額は、次のとおり算出された額の合計額とする。
 - (1) 別表の第2欄に定める基準額と総事業費から寄付金その他の収入額（実施主体が社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額
 - (2) (1)により選定された額に、第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(補助金等の概算払)

- 6 知事は、必要があると認める場合においては、予算の範囲内において概算払をすることができる。

(変更申請手続)

- 7 この補助金の交付決定後、実施要綱（者）の7(4)又は実施要綱（児）の7(4)都道

府県知事への変更の届出に規定する事情により申請内容に変更が生じた場合、実施要綱（者）の7（1）又は実施要綱（児）の7（1）計画書等の作成・提出に規定する計画書に
関係書類を添えて、別途定める日までに知事に提出するものとする。

（交付の条件）

8 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- （1） 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- （2） 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- （3） 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- （4） 補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

（実績報告）

- 9 この補助金の事業実績報告は、当該年度の事業が完了したとき、実施要綱（者）の7（2）又は実施要綱（児）の7（2）実績報告書等の作成・提出に規定する実績報告書に
関係書類を添えて、別途定める日までに知事に提出するものとする。

（補助金等の返還）

10 補助金等の返還は、次のとおりとする。

- （1） 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に返還することを命ずる。
- （2） 知事は、補助金の交付を受ける施設・事業所を運営する事業者が実施要綱（者）の8留意事項（1）又は実施要綱（児）の8留意事項（1）に該当する場合は、既に交付された補助金の一部又は全部を県に返還することを命ずる。

（その他）

- 11 特別の事情により4、5、7及び9に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
福祉・介護職員処遇改善支援事業	知事が必要と認めた額	報酬、給料、賃金、職員手当等、共済費	$\frac{10}{10}$